

群馬工業高等専門学校学則

昭和 37 年 4 月 1 日
規則第 1 号

最終改正 令和 4 年 3 月 17 日

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 群馬工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）の精神にのっとり、及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第 2 章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

第 2 条 修業年限は、5 年とする。

2 在学期間は、以下のいずれかの年限を超えることができない。

- (1) 前項に規定する修業年限の 2 倍の年数とし、第 1・2・3 学年あわせて 6 年、第 4・5 学年あわせて 4 年とする。
- (2) 再入学及び転入学した者にあつては、入学後の在学すべき年数の 2 倍を超えることができない。

(学年)

第 3 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 4 条 学年を分けて、前期と後期の 2 学期とする。

2 前項に規定する学期の終始については、校長がその都度定める。

(休業日)

第 5 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 開校記念日 4 月 23 日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

(7) 学年末休業

2 前項第4号から第7号までに規定する休業日の終始及び臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 学科、学級数、入学定員及び教員組織

(学科、学級数、入学定員及び教育目的)

第7条 学科、学級数及び入学定員は、次のとおりとする。

学科	学級数	入学定員
機械工学科	1	40人
電子メディア工学科	1	40人
電子情報工学科	1	40人
物質工学科	1	40人
環境都市工学科	1	40人

2 各学科の教育目的は、次のとおりとする。

- (1) 機械工学科 機械工学における力学、材料、加工及びエネルギーの分野を中心に、当該分野等に係る基礎的な知識及び理論、並びにこれらを応用する機構、制御、設計、解析等の知識、理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。
- (2) 電子メディア工学科 電子メディア工学における情報通信、新エネルギー及び電子材料の分野を中心に、当該分野等に係る基礎的な知識及び理論、並びにこれらを応用するエレクトロニクスの知識、理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。
- (3) 電子情報工学科 電子情報工学におけるハードウェア及びソフトウェアの分野を中心に、当該分野等に係る基礎的な知識及び理論、並びにこれらを応用する情報・通信・計算機工学等の知識、理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。
- (4) 物質工学科 物質工学における物理化学、無機化学、有機化学、微生物学、生化学及び化学工学の分野を中心に、当該分野等に係る基礎的な知識及び理論、並びにこれらを応用する材料化学又は生物工学等の知識と理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。
- (5) 環境都市工学科 環境都市工学における構造・力学、環境・衛生、水理・水工、材料・コンクリート、土質・地盤及び都市・交通の分野を中心に、当該分野等に係る基礎的な知識、理論及び技術、並びにこれらを応用する環境、都市、防災の知識、

理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときには、異なる学科の学生をもって学級を編制することができる。

(職員の種類)

第8条 本校の職員の種類は、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員とする。

- 2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

(教務主事、学生主事及び寮務主事)

第9条 本校に教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

- 2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。
4 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舍における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(事務部)

第10条 本校に、庶務、会計、教務及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。

(内部組織)

第11条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

(授業を行う期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程)

第13条 開設授業科目並びにその単位数及び最低履修単位数は、一般教科（全学科）については、別表第1、専門科目については、別表第2のとおりとする。全課程の修了の認定に必要な単位数は、167単位以上（そのうち、一般科目については75単位以上、専門科目については82単位以上。）とする。

- 2 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は、標準50分とする。第6項において同じ。）の履修を1単位として計算するものとする。
3 前項の規定にかかわらず、本校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算することができる。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ第2号に規定する基準を考慮して本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 4 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計は、60 単位を超えないものとする。
- 5 前3項の規定にかかわらず、卒業研究については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 6 特別活動は、第1学年から第3学年まで、各学年30単位時間を履修するものとする。
- 7 第2項及び第6項の規定により計算された授業科目及び特別活動の単位を「履修位」、第3項の規定により計算された授業科目の単位を「学修単位」という。
(他の高等専門学校における授業科目の履修)
- 第13条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)
- 第13条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし単位の修得を認定することができる。
- 2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60 単位を超えないものとする。
- 3 第1項に関し、必要な事項は、別に定める。
(学年の課程の修了又は卒業の認定)
- 第14条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。
(再履修)
- 第15条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る所定の授業科目を再履修するものとする。
- 第5章 入学、休学、退学、転学、留学、転学科及び卒業
(入学資格)
- 第16条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。
- (1) 中学校を卒業した者

- (2) 義務教育学校を修了した者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令三十六号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (8) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学者の選抜及び入学の許可）

第17条 校長は、入学志望者について学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

- 2 校長は、前項の選抜の結果に基づき、第29条の規定により入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料免除若しくは徴収猶予申請書を受理された者に対しては、この限りでない。

（編入学の許可）

第18条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することがある。

- 2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

（転入学）

第18条の2 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合に限り、選考の上、相当学年に転学を許可することがある。

- 2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

（入学の手続）

第19条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保護者等（学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。）と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

- 2 前項の手続きを終了しない者があるときは、校長はその入学の許可を取り消すことがある。

（休学）

第20条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により、3月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて休学することができる。

(休学の期間)

第21条 休学期間は、当該年度内とする。ただし、特別の理由がある場合は、校長の許可を得て引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学の期間は在学期間に算入しない。

(復学)

第22条 休学した者は、休学の理由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。

(出席停止)

第23条 学生に伝染病その他疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学)

第24条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することがある。

(他の学校への入学等)

第25条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第25条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修として、単位の修得を認定することができる。

この場合において認定することができる単位数は、第13条の2及び第13条の3により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

(転学科)

第25条の3 転学科を希望する者があるときは、校長は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考のうえ転学科を許可することがある。

(卒業)

第26条 全学年の課程を修了した者には、校長は所定の卒業証書を授与する。

(称号)

第26条の2 卒業した者は、準学士(工学)と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第27条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(平成16年規則第35号)の定めるところによる。

(検定料)

第28条 入学を志望する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第29条 入学料は、所定の期日に納付するものとする。

(授業料)

第30条 学生は、授業料を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期に納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては5月に、後期にあつては10月に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生(保護者を含む。)の申出があつた場合には、前期にかかる授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料をも併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び前2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときにその一部又は全部を納付することができる。

(学年の途中で入学した者の授業料)

第31条 学年の中途において入学した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。

(学年の途中で退学する者の授業料)

第32条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第33条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、寄宿料を納付するものとする。

(授業料その他費用の免除及び猶予)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者の授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められた者

(2) その他やむを得ない事情があると認められた者

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(検定料等の返還)

第35条 納付した検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを還付しない。ただし、第30条第2項のただし書の規定により授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合は、申出により当該授業料相当額を返還する。

2 前期授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料徴収時期前に休学又は退学したときは、後期分授業料に相当する額を返還する。

第7章 学生準則、賞罰及び除籍

(学生準則)

第36条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第37条 学生として表彰に値する行為があるときには、表彰することがある。

(懲戒)

第38条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第21条の規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 第17条第2項に規定する入学料免除若しくは徴収猶予の申請を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者、又は徴収猶予の申請を受理された者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第8章 専攻科

(設置)

第40条 高等専門学校における教育の基礎の上に、より深く高度な工業に関する学術を教授研究するため、本校に専攻科を置く。

(専攻及び学生定員)

第41条 専攻科の専攻及び学生定員は、次のとおりとする。

生産システム工学専攻 12人

環境工学専攻 8人

2 各専攻に、長岡技術科学大学との連携教育プログラムとして、「先進テクノロジー実践連携教育プログラム」を置く。

3 前項の学生定員は、各専攻の内数とする。

(専攻及びプログラムの目的)

第42条 各専攻の教育目的は、次のとおりとする。

(1) 生産システム工学専攻 高等専門学校における教育の基礎の上に、機械工学、電子メディア工学又は電子情報工学のいずれかの専門領域及び各領域を複合した領域においてこれらに係るより深く高度な知識、理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。

(2) 環境工学専攻 高等専門学校における教育の基礎の上に、物質工学（材料化学及び生物工学）又は環境都市工学のいずれかの専門領域及び各領域を複合した領域においてこれらに係るより深く高度な知識や理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。

2 先進テクノロジー実践連携教育プログラム 長岡技術科学大学と連携及び協力して、それぞれ強みを持つ教育資源を有効に活用しつつ、教育内容の高度化を図り、実践的創造的能力を備えた指導的技術者を養成する。

(入学資格)

第43条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 高等専門学校を卒業した者

(2) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入することができるもの

(3) 短期大学を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入することができるもの

(5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

(6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者

(7) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(8) その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選考)

第44条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

(修業年限及び在学年限)

第45条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することができない。

(休学の期間)

第46条 専攻科学生の休学期間は、1年を超えることができない。

2 休学の期間は、第45条に定める在学年限及び第48条に定める在学期間に算入しない。

(教育課程)

第47条 開設する授業科目及びその単位数は、別表第3及び別表第4のとおりとする。

2 履修方法については、別に定めるところによる。

(修了)

第48条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者については、修了を認定する。ただし、先進テクノロジー実践連携教育プログラムについては、63単位以上を修得した者とする。

2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

(他規程の適用等)

第49条 第3条から第6条まで、第12条、第13条の3第1項及び第3項、第19条、第20条、第22条から第24条まで、第25条の2第1項及び第2項、第27条から第39条第1号まで、第39条第3号及び第4号までの規程は、専攻科に準用する。ただし、先進テクノロジー実践連携教育プログラムに係る入学料及び授業料については、長岡技術科学大学の規程を適用する。

(その他)

第50条 本章に定めるもののほか、専攻科に関する必要な事項は、別に定める。

第9章 学寮

(学寮の設置)

第51条 本校に学寮を設ける。

2 学寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第10章 特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び聴講生

(特別聴講学生)

第52条 他大学等又は外国の大学等の学生で本校において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学等又は外国の大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第53条 本校所定の授業科目のうち1科目又は複数科目の履修を志願する者があるときは、校長は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考のうえ科目等履修生と

して入学を許可することがある。

2 科目等履修生には、履修した授業科目の単位の修得を認定することができる。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第54条 本校所定の授業科目中特定の専門事項に関し研究を志願する者があるときは、校長は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第55条 本校所定の授業科目のうち1科目又は複数科目の聴講を志願する者があるときは、校長は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考のうえ聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 外国人留学生及び外国人受託研修員

(外国人留学生)

第56条 本校に留学を志願する外国人があるときは、特別の選考により、外国人留学生として留学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人受託研修員)

第57条 校長は、教育研究に支障がない場合に限り、外国人受託研修員の受入れを許可することがある。

2 外国人受託研修員に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第58条 本校に、公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和41年8月1日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和43年1月8日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、第 29 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 この規則の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、第 29 条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 49 年 6 月 10 日から施行し、昭和 49 年 4 月 11 日から適用する。

附 則

この規則は、昭和 50 年 4 月 30 日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 51 年 8 月 10 日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 51 年 3 月 31 日以後引き続き在学する者に係る授業料の額は、第 29 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の適用日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、第 29 条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和 51 年度において入学した者に係る授業料の額は、第 29 条の規定にかかわらず、昭和 51 年度に限り前期 9、600 円、後期 21、600 円とする。
- 5 昭和 51 年度入学者で、特別の事情により入学時期が納付時期後である場合においては、第 30 条の規定にかかわらず、前期又は後期に納付する授業料の額は、前項に定める額の 6 分の 1 に相当する額に入学の日の属する月から次の納付時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に納付するものとする。

附 則

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 52 年度第 2 学年以上に係る教育課程については、なお従前の例による。なお、この規則による改定前の学則別表中「毎週授業総時数」とあるのは「単位数」と、「学年別毎週授業時数」とあるのは「学年別配当単位数」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 56 年 1 月 12 日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 57 年度第 2 学年以上に係

る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 58 年度第 2 学年以上に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 59 年度第 2 学年以上に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 61 年度第 2 学年以上に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和 62 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年 5 月 17 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則施行後の現に存する工業化学科については、改正後の第 7 条の規定にかかわらず、平成 4 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、教育課程は改正後の学則別表第 1 及び別表第 2 によるものとする。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年5月13日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月21日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成15年2月12日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 9 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在籍している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 5 月 18 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行し、改正後の第30条及び第34条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

別表第1 一般教科

一般教科（全学科）（令和2年度以降の入学生に適用）

区分	授業科目		単位数	学年別配当単位数					備考	
				1年	2年	3年	4年	5年		
必修科目	人文・社会	国語表現	2	2						
		国語文化	2		2					
		国語講読	2			2				
		国語演習	2				2*			
		倫理	2			2				
		比較社会史	1				1			
		歴史	2	2						
		地理	1			1				
		政治・経済	2		2					
		社会政策	1						1	
	法	1						1		
	自然	数学A I	6	2	2	2				
		数学A II	6	2	2	2				
		数学B	7	3	2	2				
		力学基礎	2	2						
		物理I	2		2					
		物理II	2		2					
		化学	2	2						
	生物	2	2							
	保健・体育		10	2	2	2	2	2		
	外国語	英語表現	1	1						
		英語A	6	2	2	2				
		英語B	6	2	2	2				
		実用英語演習I	1				1			
		実用英語演習II	1				1			
	英語	8				4*		4*		
	開設単位数計			80	24	20	17	11	8	特別設定科目を除く
最低履修単位数計			80	24	20	17	11	8		
特別設定科目	中国語I	2						2*		
	中国語II	2						2*		

(注) *印は学修単位（高等専門学校設置基準第17条に基づく単位）

別表第2 専門科目

機械工学科（令和2年度以降の入学生に適用）

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応用数学Ⅰ	2				2*		
	応用物理Ⅰ	2			2			
	情報処理Ⅰ	3		2	1			
	応用物理ⅡA	1				1		
	材料力学	4			2	2*		
	材料学	4				2*	2*	
	熱力学	2				2*		
	流体工学Ⅰ	2				2		
	機械工作法	4		2		2*		
	機械設計法	2				2*		
	機械工学概論	2	2					
	設計製図	8	2	3		3		
	3D-CAD	2			2			
	工学実験	4				4		
	工作実習	9	3	4	2			
	卒業研究	9					9	
	物質科学基礎	2		2				
	機構学	2			2			
	工業力学	2			2			
	機械力学	2					2*	
	流体工学Ⅱ	2					2*	
	制御工学	2					2	
	計測工学	1				1		
	エレクトロニクス概論	2			2			
	生産管理	2					2*	
	伝熱工学	2					2	
ロボット工学	1					1		
知的財産権概論	2					2*		
必修科目単位数計		82	7	13	15	23	24	
選択科目	A群	応用数学Ⅱ	1				1	17単位中から5単位必修(ただし、A群から4単位以上を必修とする)
		応用数学Ⅲ	1				1	
		応用物理ⅡB	1				1	
		応用物理ⅡC	1				1	
		応用物理ⅡD	1				1	
		機械工学特論Ⅰ	2				2*	
		機械工学特論Ⅱ	1				1	
		情報処理Ⅱ	1				1	
		内燃機関	1				1	
		マイコン制御	1				1	
	B群	電子・情報工学総論	1				1	
		生命科学総論	1				1	
		物質科学概論	2				2*	
		インターンシップ	1				1	
複合創造実験	1				1			
高専間提供科目(※)	(※)	(※)						
選択科目開設単位数計		17				12	5	
選択科目最低履修単位数計		5				5		
開設単位数計		99	7	13	15	35	29	
最低履修単位数計		87	7	13	15	52		

(注1) *印は学修単位（高等専門学校設置基準第17条に基づく単位）

(注2) ※印は国立高等専門学校間単位互換制度に基づく科目で、具体的な授業科目、配当学年及び単位数は、各年度当初に公表する。

電子メディア工学科（令和2年度以降の入学生に適用）

区分	授 業 科 目	単位数	学年別配当単位数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	数学基礎演習Ⅰ	1	1					
	数学基礎演習Ⅱ	1		1				
	解析学	1				1		
	線形代数基礎	2				2		
	応用解析基礎	2				2*		
	確率統計	1				1		
	物質科学基礎	2		2				
	応用物理Ⅰ	2			2			
	応用物理Ⅱ	2				2		
	応用物理演習Ⅰ	1			1			
	応用物理演習Ⅱ	1				1		
	メディアリテラシ	1		1				
	情報科学Ⅰ	2			2			
	情報科学Ⅱ	2				2		
	計算機基礎	2			2			
	電気基礎Ⅰ	1	1					
	電気基礎Ⅱ	2		2				
	電気回路Ⅰ	2			2			
	電気回路Ⅱ	2				2		
	電気回路演習Ⅰ	1			1			
	電気回路演習Ⅱ	1				1		
	電磁気学Ⅰ	2			2			
	電磁気学Ⅱ	2				2		
	電磁気学演習Ⅰ	1			1			
	電磁気学演習Ⅱ	1				1		
	電子回路Ⅰ	2				2		
	電子回路Ⅱ	2					2	
	エネルギーシステム	2				2*		
	電子物性工学	1				1		
	通信・伝送工学	2					2*	
	電子材料基礎Ⅰ	2					2*	
	自動制御	1					1	
計測基礎	1		1					
電子メディア工学序論	1	1						
工学実験	16	4	4	4	4			
デザイン実験	3					3		
電子メディア工学基礎演習	2		2*					
卒業研究	9					9		
必修科目単位数 計		82	7	13	17	26	19	
選択科目	A群	電気機器	2				2*	15単位中から5単位 必修(ただし、A群 から2単位以上を 必修とする)
		電子材料基礎Ⅱ	2				2*	
		計算機工学	2				2*	
		実用情報処理資格Ⅰ	1				1	
		実用情報処理資格Ⅱ	1				1	
		実用無線通信資格	1				1	
	B群	機械工学総論	1				1	
		物質科学概論	2				2*	
		生命科学総論	1				1	
		インターンシップ	1				1	
		複合創造実験	1				1	
高専間提供科目(※)	(※)	(※)						
選択科目開設単位数計		15				6	9	
選択科目最低履修単位数計		5				5		
開設単位数計		97	7	13	17	32	28	
最低履修単位数計		87	7	13	17	50		

(注1) *印は学修単位(高等専門学校設置基準第17条に基づく単位)

(注2) ※印は国立高等専門学校間単位互換制度に基づく科目で、具体的な授業科目、配当学年及び単位数は、各年度当初に公表する。

電子情報工学科（令和2年度以降の入学生に適用）

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応用数学Ⅰ	2				2*		
	応用数学Ⅱ	1				1		
	応用数学Ⅲ	1				1		
	応用物理Ⅰ	2			2			
	応用物理ⅡA	1				1		
	応用物理ⅡB	1				1		
	応用物理ⅡC	1				1		
	応用物理ⅡD	1				1		
	情報数学	2					2*	
	数値解析	2			2			
	電子工学基礎	1	1					
	物質科学基礎	2		2				
	電磁気学演習	2				2*		
	電気回路	4		2	2			
	電子デバイス基礎	2			2			
	電子回路	3			1	2		
	計算機概論	1	1					
	論理回路	3		1	2			
	計算機アーキテクチャ	2					2*	
	プログラミング基礎	4	2	2				
	アルゴリズムとデータ構造	2			2			
	計算機ソフトウェア	2				2		
	システムプログラム	2				2*		
	オペレーティングシステム	2					2*	
	マイコン	2		2				
	情報ネットワーク	2					2	
	信号処理	1				1		
工学演習	2		1		1			
情報理論基礎	1				1			
情報数学基礎	1				1			
電子情報工学実験実習	16	3	3	4	4	2		
卒業研究	10					10		
必修科目単位数計		81	7	13	17	24	20	
選択科目	AⅠ群	組込みシステム基礎	1				1	18単位中から6単位 必修(ただし、AⅠ群 から1単位、AⅡ群 から1単位、A群全体 で5単位以上を必修 とする)
		計算機設計	1				1	
		集積回路工学	1				1	
		制御工学	1				1	
	AⅡ群	オブジェクト指向プログラミング	1				1	
		人工知能	1				1	
		デジタル通信	1				1	
	AⅢ群	デジタル画像処理	1				1	
		電子情報工学特論	1				1	
		実用情報処理資格Ⅰ	1				1	
		実用情報処理資格Ⅱ	1				1	
	B群	実用無線通信資格	1				1	
		生命科学総論	1				1	
		物質科学概論	2				2*	
機械工学総論		1				1		
インターンシップ		1				1		
複合創造実験	1				1			
高専間提供科目(※)	(※)					(※)		
選択科目開設単位数計		18				8	10	
選択科目最低履修単位数計		6				6		
開設単位数計		99	7	13	17	32	30	
最低履修単位数計		87	7	13	17	50		

(注1) *印は学修単位(高等専門学校設置基準第17条に基づく単位)

(注2) ※印は国立高等専門学校間単位互換制度に基づく科目で、具体的な授業科目、配当学年及び単位数は、各年度当初に公表する。

物質工学科（令和2年度以降の入学生に適用）

区分	授 業 科 目	単位数	学年別配当単位数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (共通専門)	応用数学Ⅰ	2				2*		
	応用物理Ⅰ	2			2			
	応用物理ⅡB	1				1		
	応用物理ⅡC	1				1		
	情報処理Ⅰ	1	1					
	情報処理Ⅱ	2			2*			
	物質化学Ⅰ	2	2					
	物質化学Ⅱ	1		1				
	基礎物理化学	2		2				
	基礎無機化学	2		2				
	基礎有機化学	2		2				
	生物学	2		2				
	物理化学Ⅰ	2			2			
	無機化学Ⅰ	2			2			
	有機化学Ⅰ	2			2			
	生化学	2			2			
	分析化学	2			2*			
	微生物学	2			2*			
	物理化学Ⅱ	2				2		
	無機化学Ⅱ	2				2		
	有機化学Ⅱ	2				2		
	高分子化学	2				2*		
	化学工学	2				2		
	量子化学	2				2*		
	機器分析	2				2*		
	物質工学総論	1					1	
	物質工学実験Ⅰ	4	4					
物質工学実験Ⅱ	4		4					
物質工学実験Ⅲ	4			4				
物質工学実験Ⅳ	2				2			
安全工学	2					2*		
卒業研究	9					9		
必修科目共通専門単位数計		72	7	13	20	20	12	
必修科目 (コース専門)	材料化学コース	有機材料化学	2				2*	
		固体化学	1			1		
		セラミックス材料学	1			1		
		触媒化学	2				2*	
		材料機能化学	2				2*	
		物性化学	1			1		
		材料機能工学実験	2			2		
	小計	11				5	6	
	生物工学コース	分子生物学	1				1	
		酵素工学	1				1	
		生物有機化学	1				1	
		遺伝子工学	2					2*
		天然物有機化学	2					2*
		細胞工学	2					2*
生物機能工学実験		2				2		
小計	11				5	6		
選択科目 (共通専門)	A群	分離工学	1				1	11単位中から4単位必修(ただし、A群から3単位以上を必修とする) ※材料化学コースのみ選択可能 ※※生物工学コースのみ選択可能
		品質管理	1				1	
		エネルギー資源工学	1				1	
		分子生物学 ※	1				1	
		物性化学 ※※	1				1	
	応用数学Ⅱ	1				1		
	B群	機械工学総論	1				1	
		電子・情報工学総論	1				1	
		インターンシップ	1				1	
		応用数学Ⅲ	1				1	
複合創造実験		1				1		
高専間提供科目(※)	(※)			(※)				
選択科目開設単位数計		11				8	3	
選択科目最低履修単位数計		4				4		
開設単位数計		105	7	13	20	38	27	
最低履修単位数計		87	7	13	20	47		

(注1) *印は学修単位(高等専門学校設置基準第17条に基づく単位)

(注2) ※印は国立高等専門学校間単位互換制度に基づく科目で、具体的な授業科目、配当学年及び単位数は、各年度当初に公表する。

環境都市工学科（令和2年度以降の入学生に適用）

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応用数学Ⅰ	2				2*		
	応用物理Ⅰ	2			2			
	物質科学基礎	2		2				
	環境都市工学概論	1	1					
	コンピューターリテラシー	2	2*					
	材料学	2		2				
	構造力学Ⅰ	3		1	2			
	構造力学Ⅱ	2				2		
	構造力学Ⅲ	1					1*	
	地盤工学Ⅰ	2			2			
	地盤工学Ⅱ	2				2		
	地盤工学Ⅲ	2				2		
	水理学Ⅰ	2			2			
	水理学Ⅱ	1				1		
	水理学Ⅲ	1					1	
	コンクリート工学	2			2*			
	コンクリート構造学	2				2		
	都市計画	2				2*		
	交通工学	2				2*		
	計画数理	1					1*	
	情報処理Ⅰ	1		1				
	情報処理Ⅱ	1			1			
	測量リモートセンシング	1					1	
	CAD入門	1	1					
	環境生物Ⅰ	1			1			
	環境工学Ⅰ	2				2		
	環境工学Ⅱ	2					2*	
	環境水工学	1				1*		
	耐震構造学	1					1	
	測量学	4	1	2	1			
	環境都市工学製図基礎	1	1					
	環境都市工学設計製図	2		2				
環境都市工学実験実習	10	1	3	3	2	1		
総合プロジェクトⅠ	2			2*				
総合プロジェクトⅡ	4				4			
橋工学	1					1*		
防災工学	1					1		
総合プロジェクトⅢ	2					2		
卒業研究	8					8		
必修科目単位数計		82	7	13	18	24	20	
選択科目	A群	景観工学	1				1*	16単位中から5単位必修(ただし、A群から2単位以上を必修とする)
		環境生物Ⅱ	1				1*	
		環境科学	1				1*	
		水資源工学	1			1*		
	B群	応用物理ⅡB	1				1	
		応用物理ⅡC	1				1	
		応用物理ⅡD	1				1	
		応用数学Ⅱ	1				1	
		応用数学Ⅲ	1				1	
		生命科学総論	1				1	
		物質科学概論	2				2*	
		機械工学総論	1				1	
		電子・情報工学総論	1				1	
インターンシップ	1				1			
複合創造実験	1				1			
高専間提供科目(※)	(※)					(※)		
選択科目開設単位数計		16				13	3	
選択科目最低履修単位数計		5				5		
開設単位数計		98	7	13	18	37	23	
最低履修単位数計		87	7	13	18	49		

(注1) *印は学修単位（高等専門学校設置基準第17条に基づく単位）

(注2) ※印は国立高等専門学校間単位互換制度に基づく科目で、具体的な授業科目、配当学年及び単位数は、各年度当初に公表する。

別表第3 専門科目
専攻科 生産システム工学専攻

種別		必修 選択 の別	単位数	備考
一般科目	英語演習A	選必	1	演習 } 6単位中から 演習 } 4単位以上修得 演習 } 演習 }
	英語演習B	選必	1	
	実用英語A	選必	1	
	実用英語B	選必	1	
	科学英語A	選必	1	} 10単位中から } 6単位以上修得
	科学英語B	選必	1	
	国語表現演習Ⅰ	選択	1	
	国語表現演習Ⅱ	選択	1	
	身体動作学	選択	2	
	日本文化論	選択	2	
	経済思想	選択	2	
	近代西洋社会論	選択	2	
	一般科目開設単位数計			16
一般科目最低履修単位数計			10	
専門科目	技術者倫理	必修	2	} 67単位中から } 27単位以上修得
	総合工学	必修	2	
	環境科学	選択	1	
	材料学特論	選択	2	
	情報基礎論	選択	2	
	数値解析特論	選択	2	
	応用解析学	選択	2	
	複素解析	選択	2	
	特殊関数(※)	選択	2	
	ベクトル解析	選択	2	
	線型代数学	選択	2	
	解析力学(※)	選択	2	
	量子力学Ⅰ	選択	2	
	量子力学Ⅱ	選択	2	
	統計力学(※)	選択	2	
	制御工学特論	選択	2	
	応用熱力学	選択	2	
	弾性力学	選択	2	
	流体力学	選択	2	
	システム制御工学	選択	2	
	電磁気学特論Ⅰ	選択	2	
	電磁気学特論Ⅱ(※)	選択	2	
	回路理論	選択	2	
	電子物性特論	選択	2	
	通信理論	選択	2	
	デジタルシステム設計特論(※)	選択	2	
	計算機プログラミング特論(※)	選択	2	
	デジタル信号処理特論(※)	選択	2	
	離散数学(※)	選択	2	
	情報理論(※)	選択	2	
	アルゴリズム論(※)	選択	2	
	シミュレーション工学(※)	選択	2	
	量子情報科学(※)	選択	2	
Fundamental Mechanics	選択	2		
精密加工論	選択	2		
エネルギー材料特論	選択	2		
工業数学演習Ⅰ	選必	1		
工業数学演習Ⅱ	選必	1		

物理工学演習	選必	1	} 8単位中から 4単位以上修得
情報工学演習	選必	1	
機械・材料力学演習	選必	1	
熱・流体力学・制御演習	選必	1	
電磁気学演習	選必	1	
回路理論演習	選必	1	
企業論	必修	1	
インターンシップ	必修	1	
生産システム工学実験	必修	1	
生産システム工学特別研究 I	必修	3	
生産システム工学特別研究 II	必修	11	
専門科目開設単位数計		96	
専門科目最低履修単位数計		52	隔年開講科目を含む
開設単位数計		112	
最低履修単位数計		62	隔年開講科目を含む

注：(※)印は隔年開講を示す。

専攻科 環境工学専攻

種別		必修 選択 の別	単位数	備考
一般科目	英語演習 A	選必	1	演習 } 6単位中から 演習 } 4単位以上修得 演習 } 演習 }
	英語演習 B	選必	1	
	実用英語 A	選必	1	
	実用英語 B	選必	1	
	科学英語 A	選必	1	
	科学英語 B	選必	1	
	国語表現演習 I	選択	1	} 10単位中から } 6単位以上修得
	国語表現演習 II	選択	1	
	身体動作学	選択	2	
	日本文化論	選択	2	
	経済思想	選択	2	
	近代西洋社会論	選択	2	
	一般科目開設単位数計			
一般科目最低履修単位数計			10	
専門科目	技術者倫理	必修	2	} 78単位中から } 28単位以上修得
	総合工学	必修	2	
	材料学特論	選択	2	
	情報基礎論	選択	2	
	数値解析特論	選択	2	
	応用解析学	選択	2	
	複素解析	選択	2	
	特殊関数 (※)	選択	2	
	ベクトル解析	選択	2	
	線型代数学	選択	2	
	解析力学 (※)	選択	2	
	量子力学 I	選択	2	
	量子力学 II	選択	2	
	統計力学 (※)	選択	2	
	シミュレーション工学 (※)	選択	2	
	物理化学特論 I	選択	2	
	物理化学特論 II	選択	2	
	物理化学特論 III	選択	2	
	有機化学特論 I	選択	2	
	有機化学特論 II	選択	2	
	有機化学特論 III	選択	2	
	無機化学特論 I	選択	2	
	無機化学特論 II	選択	2	
	高分子化学特論	選択	2	
	生物学特論 (※)	選択	2	
	遺伝子工学特論 (※)	選択	2	
	生命科学特論	選択	2	
	水理学特論	選択	2	
	都市計画特論	選択	2	
	土木計画特論	選択	2	
	建設材料特論 (※)	選択	2	
地震工学特論	選択	2		
地盤工学特論 (※)	選択	2		
応用力学特論	選択	2		
環境工学特論	選択	2		
構造設計特論 (※)	選択	2		
環境防災特論 (※)	選択	2		
Fundamental Mechanics	選択	2		
環境微生物 (※)	選択	2		

エネルギー材料特論	選択	2	8単位中から 3単位以上修得
Advanced Engineering Materials	選択	2	
工業数学演習 I	選必	1	
物理工学演習	選必	1	
土木工学演習 I	選必	1	
土木工学演習 II	選必	1	
土木工学演習 III	選必	1	
総合化学演習 I	選必	1	
総合化学演習 II	選必	1	
総合化学演習 III	選必	1	
企業論	必修	1	
インターンシップ	必修	1	
環境工学実験	必修	1	
環境工学特別研究 I	必修	3	
環境工学特別研究 II	必修	11	
専門科目開設単位数計		107	隔年開講科目を含む
専門科目最低履修単位数計		52	
開設単位数計		123	隔年開講科目を含む
最低履修単位数計		62	

注：(※) 印は隔年開講を示す。

別表第4 専門科目

専攻科 環境工学専攻 先進テクノロジー実践連携教育プログラム

種別		必修 選択 の別	単位数	備考
一般科目	英語演習A	選必	1	演習 演習 演習 演習 演習 演習 本校の6単位中から2単位以上を修得 (科学英語Aまたは科学英語Bのいずれ かが必修) 長岡技術科学大学開設(※1) の英語科目から2単位以上を修得 最低履修単位:2単位+2単位=4単位
	英語演習B	選必	1	
	実用英語A	選必	1	
	実用英語B	選必	1	
	科学英語A	選必	1	
	科学英語B	選必	1	
	国語表現演習Ⅰ	選択	1	本校の10単位中から2単位以上 を修得。長岡技術科学大学開設(※1) の一般科目から4単位以上を修得。 最低履修単位:2単位+4単位 =6単位
	国語表現演習Ⅱ	選択	1	
	身体動作学	選択	2	
	日本文化論	選択	2	
	経済思想	選択	2	
	近代西洋社会論	選択	2	
一般科目開設単位数計			16	
一般科目最低履修単位数計			10	
専門科目	技術者倫理	必修	2	本校の76単位中から16単位以上 を修得。長岡技術科学大学開設(※1) の専門科目から10単位以上を修得 最低履修単位:16単位+10単位=28単位
	総合工学	必修	2	
	材料学特論	選択	2	
	情報基礎論	選択	2	
	数値解析特論	選択	2	
	応用解析学	選択	2	
	複素解析	選択	2	
	特殊関数(※)	選択	2	
	ベクトル解析	選択	2	
	線型代数学	選択	2	
	解析力学(※)	選択	2	
	量子力学Ⅰ	選択	2	
	量子力学Ⅱ	選択	2	
	統計力学(※)	選択	2	
	シミュレーション工学(※)	選択	2	
	物理化学特論Ⅰ	選択	2	
	物理化学特論Ⅱ	選択	2	
	物理化学特論Ⅲ	選択	2	
	有機化学特論Ⅰ	選択	2	
	有機化学特論Ⅱ	選択	2	
	有機化学特論Ⅲ	選択	2	
	無機化学特論Ⅰ	選択	2	
	無機化学特論Ⅱ	選択	2	
	高分子化学特論	選択	2	
	生物学特論(※)	選択	2	
	遺伝子工学特論(※)	選択	2	
	生命科学特論	選択	2	
	水理学特論	選択	2	
	都市計画特論	選択	2	
	土木計画特論	選択	2	
建設材料特論(※)	選択	2		
地震工学特論	選択	2		
地盤工学特論(※)	選択	2		
応用力学特論	選択	2		
環境工学特論	選択	2		
構造設計特論(※)	選択	2		
環境防災特論(※)	選択	2		
Fundamental Mechanics	選択	2		

環境微生物 (※)	選択	2	本校の8単位中から2単位以上を修得。長岡技術科学大学開設 (※1)の専門科目から1単位以上を修得 最低履修単位:2単位+1単位=3単位
エネルギー材料特論	選択	2	
工業数学演習 I	選必	1	
物理工学演習	選必	1	
土木工学演習 I	選必	1	
土木工学演習 II	選必	1	
土木工学演習 III	選必	1	
総合化学演習 I	選必	1	
総合化学演習 II	選必	1	
総合化学演習 III	選必	1	
企業論	必修	1	
インターンシップ	必修	2	
環境工学実験	必修	1	
Advanced Engineering Materials	必修	2	
連携教育特別研究 I (※2)	必修	3	長岡技術科学大学との連携科目
連携教育特別研究 II	必修	3	
連携教育特別研究 III	必修	3	
連携教育特別研究 IV	必修	5	
専門科目開設単位数計		108	隔年開講科目を含む
専門科目最低履修単位数計 (B)		55	
開設単位数計		124	隔年開講科目を含む
最低履修単位数計 (A) + (B)		65	
長岡技術科学大学で修得した単位数計		30	一般科目と専門科目と併せて

注：(※) 印は隔年開講を示す。

本プログラム学生は、1年後期は長岡技術科学大学において学習するため専攻科開設科目は履修できない。1年後期開設科目で履修できない科目は、特例として2年次後期での履修を認める。

(※1) 当該年度当初に長岡技術科学大学によって提示される科目

(※2) 1年後期は長岡技術科学大学において実施する。